

廃棄物処理法の 細部に宿るモノ

第11回



メジャーワイナース・ジャパン
シニアコンサルタント
堀口 昌澄

堀口 昌澄

廃棄物の世界で下取りという「新製品購入時にそれまで使用していた製品を買い取ってもらおう」サービスのごとではなく、「新しい製品を販売する際に商標として同種の製品で使用するものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要」という通知を指します。では、なぜ許可不要なのでしょう。

環境省が10年ほど前にある会で配布した資料では「下取り運搬について「排出事業者の自ら処理であり産業廃棄物収集運搬業の許可は不要」ということ」で、「第三者が

収集運搬する場合に、上不可能です。販売者が自ら下取りをする場合でも、自社運搬の車両表示と書面携帯は必要です。下取り後いったん保管して、改めて処分業者に搬出すると、これも許可不要ですが、積替え保管に該当します。積替え保管の規制内容としては、掲示板、囲いの設置等、他の、平均的な搬出量の7日分の保管上限があります。いずれも処理基準なので直罰はないとは

いえ、特に保管上限については計算上少なくとも週に一回は搬出しないと違反になってしまいます。しかし、多くの場合それより長く溜めてから搬出されたいのではないのでしょうか。一方、単に製品の販売に付随して下取りしているものであり、そもそも廃棄物かどうかは下取りの段階では判断していない（できない）、というケースもあります。一般に言

う買取形式の下取りはできない、無料回収ならできる、ということになります。下取り後のしかるべきタイミングで、再利用または有価物として売却するか、廃棄物処理するかが判明するのですから、下取りの段階では廃棄物とは言えません。通知では、「そのものが廃棄物である場合でも、下取りをするのであれば許可不要」と言っているのだから、廃棄物でないものについては言及するまでもない、という立場でしょう。つまり、廃棄物であるという判断がされた物に対して下取り通知を適用するので

もしリユースの可能性がある製品や、リサイクル性が高い雑品スクラップ、プラスチック製品などであれば、下取り段階での判断は難しいでしょう。逆に、販売に付随しているからと主張しても、誰がどう見ても廃棄物であるようなものは、下取りの段階から廃棄物として考え、通知の適用を受けるといえるべきでしょう。しかし、既述の通り、第三者はもちろん販売者が通知の通りに下取りをするのは困難です。

も含めて許可不要としてしまうれば、輸送効率もよいのではないのでしょうか。その代わり、販売者に排出者責任を徹底し、ルも進むのではないのでしょうか。

処理法の「下取り」は廃棄物の運搬？

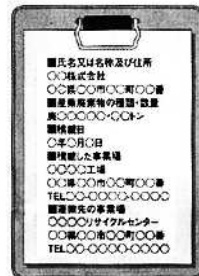
資源循環の効率化のために下取りの適用拡大を

産業廃棄物の運搬車は、
次のような書類を常時携帯しなければなりません。

排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- ・氏名又は名称及び住所
- ・運搬する産業廃棄物の種類、数量
- ・運搬する産業廃棄物を積載した日、
- ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先



*環境省資料より